

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「プラスチック製の容器包装」を「プラスチック使用製品」に、「古紙類」を「紙又は紙製品」に、「入居者」を「居住者」に改め、同様式注9中「紙又は紙製品」を削り、「プラスチック製の容器及び包装」を「プラスチック使用製品、紙又は紙製品」に改め、同注10を削り、同注中11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、同注16中「入居者」を「居住者」に改め、同注16を同注15とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)